



旧町名復活の推進について

～金沢市のコミュニティ再生事業～

旧町名とは…

昭和38年以降の住居表示の実施に伴い、藩政期に由来する由緒ある小さな町が、範囲の大きな町に整理・統合されました。この変更された町の名前を「旧町名」といいます。

旧町名復活の目的は…

旧町名は、その土地の歴史を刻み、人々の営みや、情景を映すかけがえのない貴重な歴史的文化資産です。旧町名やその町の歴史を学び知ることによって、私たちの町と郷土への誇り、そして、愛着を新たなものとし、住民同士の交流とまちづくりに活かしていくことは、よりよいコミュニティを推進していくうえで重要であると考え、金沢市は旧町名復活を推進しています。



現在の市街図



「金沢市街図(明治3年)」(金沢市立玉川図書館所蔵)をベースに復活した旧町名の位置等を掲載

■ これまでに復活した旧町名(平成30年2月現在)



主計町(かずえまち)

■面積/0.88ha(区域拡大0.14ha) ■復活日/H11.10.1(H16.5.1区域拡大) ■復活前の町名/尾張町2丁目の一部

■由来

加賀藩士、富田主計(とだかずえ)の邸地があったところなので、この名がついたといえます。富田主計は、禄高1万石余の人持組頭で、宇喜多秀家の息女(前田利家の孫にあたる)を室(妻)として、元和4年(1618年)に亡くなった人物です。



下石引町(しもいしびきまち)

■面積/3.2ha ■復活日/H12.4.1 ■復活前の町名/石引3丁目的一部分

■由来

藩政の初め、金沢城の石垣を築くため、戸室山から切り出した戸室石を引いて運んだ道筋であったので、この名がついたといえます。下石引町は、藩政期には旧前田藩家老職の奥村邸だったところで、その後、兼六園に近い方から、上石引町・中石引町・下石引町の三つに分かれて町立てされたうちの町です。



飛梅町(とびうめちょう)

■面積/5.2ha ■復活日/H12.4.1 ■復活前の町名/石引3丁目的一部分

■由来

飛梅町は前田対馬守長種にはじまる藩の老臣一万八千石・前田美作守の下屋敷(家中町)があったところで、同家の家紋「角の内梅輪」にちなみ、明治2年にこの名がつけられました。



木倉町(きぐらまち)

■面積/1.17ha ■復活日/H15.8.1 ■復活前の町名/片町2丁目的一部分

■由来

現在は、多くのお店が軒を連ね、木倉町商店街を形成していますが、藩政期からその面影が見られる町で、町名の由来となった材木蔵のほか、小間物屋(現在の雑貨屋)、古道具屋、白銀細工および三味線張替など、多彩なお店が数多くありました。



柿木島(かきのきばたけ)

■面積/2.36ha ■復活日/H15.10.1 ■復活前の町名/広坂1丁目的一部分

■由来

この一帯を火除地とするため、藩士の邸宅を移転させ、空き地にし、柿の木を植えました。その後、再び藩士の邸宅となりましたが、そのまま地名として残りました。昔の人々は、万葉集で名高い「柿本人麻呂(かきのもとのひとまる)」をもじり、「柿の木のもとでは火が止まる」と信じ、それにちなんだといわれています。



六枚町(ろくまいまち)

■面積/0.5ha ■復活日/H16.6.1 ■復活前の町名/芳斉2丁目的一部分

■由来

この町の宅地税である「地子銀」が年間6枚であったことから、この名がついたと伝えられています。六枚町は、北国街道から宮腰往還(現在の金石街道)に至る道の中間に位置し、藩政初期からある町人町でした。



並木町(なみきまち)

■面積/2.5ha ■復活日/H17.10.1 ■復活前の町名/橋場町的一部分

■由来

並木町は、藩政時代、浅野川の護岸のために川沿いに植えられた松並木にちなんで、この名がついたといえます。その松並木は、県指定保存樹にもなっており、町内には、「鏡花のみち」や「滝の白糸」碑が文学的情緒を醸し出すなど、歴史・自然・文化のまちとして知られています。



袋町(ふくろまち)

■面積/1.64ha ■復活日/H19.3.1 ■復活前の町名/安江町および尾張町2丁目の各一部

■由来

袋町は町筋である北国街道の両端が曲り、まるで袋のようであったところから、この名がついたといえます。現在も(旧)北国街道がまちの真ん中を通り、また、藩政期には金沢城西内惣構堀がまちを横切っていた貴重な歴史的遺構を抱えるまちです。



南町(みなみちょう)

■面積/3.94ha ■復活日/H20.11.1 ■復活前の町名/香林坊1丁目・2丁目、高岡町および尾山町の各一部

■由来

藩政期以前に「一向宗」が金沢御堂を拠点に寺内町を形成した永禄年間(1558~70年)にできたといわれる、金沢において、最も古い町のひとつです。町名の由来は、当時は、金沢御堂の南側にあったことに因むといわれています。



下新町(しもしんちょう)

■面積/1.70ha ■復活日/H21.11.1 ■復活前の町名/尾張町2丁目の一部

■由来

藩政初期からの町名で、尾張町に家屋が増え、町地が狭くなったので、新しく町立てされたため、新町の名がつけました。明治4年、上新町・下新町の2町に分町しました。



上堤町(かみつつみちょう)

■面積/1.74ha ■復活日/H21.11.1 ■復活前の町名/高岡町および尾山町の各一部

■由来

藩政期以前にできた寺内町の一部で、掘り上げた土の堤上に町地ができたことから、この名前がつけました。寛永12年(1635年)の火災を機に金沢城西内惣構堀の内側からこの地に移されました。

旧町名復活に伴う効果

① 地域内の交流が深まった

- ・これまで町会活動に関心が向かなかった住民が、積極的に参加するようになった
- ・分譲や賃貸マンションの住民と元々住む住民とが、これまで話もしたこともなかったが、挨拶や会話を交わすようになった
- ・子どもからお年寄りまで世代を超えたつながりができた

② ふるさと教育の推進

学校の総合学習や地域の公民館等において、旧町名や地域の伝統文化を学習したり、それにちなんだイベントを開催するようになった

③ 地域によるまちづくりの機運の醸成

旧町名復活の過程において、まちづくりについて住民同士が話しあい、実際に、企画・運営することにより、町に対する愛着が増し、景観や美しいまちづくりに地域一丸となって取り組むようになった

④ 安全・安心なまちづくり

お互いに「顔」が見えるまちになったことにより、災害等のいざという時の協力体制が事前に構築できたり、子どもやお年寄りなどの声かけなどにより、災害や事故、犯罪に強いまちになった

⑤ イメージアップによる経済的効果

商店街では、旧町名復活を契機としたイベントの開催や新聞・雑誌等のマスコミによる宣伝効果とイメージアップにつながり、集客力の向上や交流人口の増加といった効果が表れた

旧町名復活(住所変更)に伴う手続きについて

(1) 市など公的機関が行う主なもの(住民の皆さんの方で手続きをしなくても、自動的に変更)

- 住民登録、本籍および印鑑登録の変更
- 土地・建物の登記簿謄本における表題部(土地の地番、建物の所在および家屋番号)の変更
- 国民健康保険、後期高齢者医療の被保険者証および介護保険被保険者証の住所変更
- 飲食店の営業許可証

(2) 住民の皆さんにさせていただく主なもの

① なるべく早くしなければならない手続き

- 年金受給者の住所変更の届出

② 出来るだけ早いほうがよいもの

- 口座や取引がある金融機関への住所変更の届出
- 勤務先への住所変更届け
- 運転免許証の住所および本籍の変更手続き(警察署、運転免許センターで手続き)
- 商業登記簿の主たる所在地の住所変更

③ 必要にせまられた時にすればよいもの

- 土地・建物の登記簿謄本における所有者の住所変更
- 自動車車検証の住所変更(町名変更後の最初の車検時に手続き)

旧町名復活に際しての助成について(根拠:金沢市旧町名復活推進のための助成要綱)

1. 旧町名復活に伴う住所等の変更にかかる費用への助成

(1) 交付金の額

- | | |
|----------------------|----------|
| ①旧町名復活日現在の住民票の世帯主 | 20,000円 |
| ②旧町名復活日現在の集合住宅等の管理者 | 100,000円 |
| ③旧町名復活日現在の店舗、事業所の代表者 | 150,000円 |

(2) 交付金の精算

領収書の写しを添付して精算する

(3) 交付金の使用(例)

表札やハンコの作成、お店の名刺・パンフレットや包装紙の印刷、住所変更のハガキ代、住所変更の登記費用など

2. 旧町名の復活を推進するための活動について助成(旧町名復活前)

(1) 交付対象者

旧町名の復活を推進するための活動を行う町会等

(2) 補助金額

活動経費の90%補助、年間100,000円

(3) 補助期間

市長へ復活の申出を行った年度から(最高)2年間

(4) 補助対象活動(例)

旧町名復活に向けた打ち合わせの経費、町会のコミュニティ活動、旧町名の勉強会など

3. 旧町名復活後のコミュニティ活動について助成

(1) 交付対象者

旧町名継承まちづくり協定に係る活動を行う町会等

(2) 補助金額

活動経費の100%補助 年間100,000円

(3) 補助期間

旧町名復活が行われた翌年度から(最高)5年間

(4) 補助対象活動

市長と協定締結した旧町名継承まちづくり計画の内容

(例)旧町名復活のパンフレット・マップの作成、お祭り等のイベント、町会等の防犯活動および美化活動など

旧町名復活にいたるまで

1. 地域住民で旧町名復活について検討

市は、住居表示(住所)の変更にかかる諸手続き等について説明

2. 復活する区域の協議

旧町名を復活する区域について、町会等の単位などを基本に地域の住民の方々と協議

3. 住民の合意

町会の総会等で決議し、復活を市長に申し出

4. 法的な手続き

- ①金沢市旧町名復活審議会に諮問
- ②金沢市議会の議決(町の名称の変更について)
- ③市長の告示

旧町名復活

※旧町名復活までの期間は、**住民の合意(市長に申し出)があったから、概ね1年間程度**かかりますので、その間に住所変更にかかる準備が可能です。

(略称)旧町名復活推進条例について

1. 条例の制定

平成16年 3月 議決
平成16年 4月 施行

2. 条例の骨子

- 歴史的文化資産の継承**
歴史的文化資産として、旧町名を復活し、これを後世に継承していくこと
- 住民相互の連帯意識の醸成とまちづくりの活性化**
地域における住民相互の連帯意識の醸成及び住民によるまちづくりの活性化を図ること
- 旧町名の復活推進に対する支援**
旧町名の復活推進にかかる活動及び旧町名継承まちづくり協定にもとづく活動に対して支援
- 旧町名復活審議会の設置**
旧町名復活に関する事項について審議

問合せ・連絡先

金沢市 市民局 市民協働推進課

〒920-8577 石川県金沢市広坂1-1-1

TEL.076-220-2026/FAX.076-260-1178

<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/22050/kyuchomei/>